

地方再生戦略

(案)

平成 20 年 1 月 29 日改定

地域活性化統合本部会合

目 次

はじめに

第1 地方再生の基本的考え方

- 1 基本理念—地方と都市の「共生」
- 2 地方再生五原則
- 3 取組の進め方

第2 地方再生の総合的推進

- 1 地域の声に応える相談窓口の一元化
- 2 政府一体となった総合的な支援の推進
- 3 「地方の元気再生事業」の推進

第3 地方の課題に応じた地方再生の取組

- 1 地方再生の取組の考え方
- 2 地方都市
- 3 農山漁村
- 4 基礎的条件の厳しい集落
- 5 課題分野別の基本的施策

地方再生戦略

平成 19 年 11 月 30 日 地域活性化統合本部会合

平成 20 年 1 月 29 日 一部改定

はじめに

我が国の地方は人口が減少し、その結果、学校、病院等、暮らしを支える施設の利用が不便になるなど、魅力が薄れ、さらに人口が減るという悪循環に陥っている。この構造を断ち切るには、それぞれの地方の状況に応じ、生活の維持や産業の活性化のためには何が必要かを考え、道筋をつけていかなければならない。

福田内閣では、平成 19 年 10 月 1 日の内閣総理大臣の所信表明演説において、国民が日々、安全で安心して暮らせるよう、真に消費者や生活者の視点に立った行政に発想を転換し、「自立と共生」を基本に、「希望と安心の国」づくりに取り組むことを表明した。そして、構造改革を進める中で生じた地域間の格差の問題については、その実態から目をそらすことなく、政策に工夫を重ね、丁寧に対応する、地方再生への構造改革を進めていく考えを明らかにした。この地方再生の取組に当たっては、内閣に置かれた地域再生などの実施体制を統合し、地方の再生に向けた戦略を立案し実行する体制として、新たに全閣僚からなる地域活性化統合本部会合とその下での地域活性化統合事務局を設け、地域の課題に対する様々な相談等に対し、一元的かつ迅速に対応することとした。

この「地方再生戦略」は、総理の指示により、国の最重要課題である地方再生のための総合的な戦略を取りまとめたものである。今回の戦略の取りまとめに当たっては、地域活性化に実績のある首長や地域の民間有識者の方々に、「地方再生政策対話」等において参与としてご参画いただくなどにより、地方の声に真剣に耳を傾け、その真摯な意見を反映させた。この戦略により、地方の衰退を食い止めるための道筋を明確に定め、地方再生に向けた取組を長期にわたって継続していく。

第1 地方再生の基本的考え方

1 基本理念—地方と都市の「共生」

今構造改革を進める中で、地域間の格差といわれる問題が生じている。我が国に様々な地域があるように、それらが抱える課題も様々である。この地方再生戦略（以下「戦略」という。）は、地方の実情に応じ、生活の維持や魅力あるまちづくり、産業の活性化に道筋をつける必要があるとの認識の下、地方再生を総合的かつ効果的に推進することをねらいとするものである。

地方再生の取組に当たっては、生活者の暮らしの確保、中小企業振興、農林水産業振興、交流人口の拡大等それぞれについて進めていく中で、「地方」と「都市」が、ともに支え合う「共生」の考え方立つことが重要である。二地域居住、観光、体験交流など生き生きとした交流を実現しながら、国民全体がこの考え方を共有し、国の基本方針として明確化することが必要である。

地方の活力の低下は、食料・水の確保など国民生活の安全保障機能の低下、森林の荒廃など国土の防災・保全機能の劣化、自然環境に恵まれた暮らしの崩壊、地域コミュニティの衰退がもたらす安心・安全な生活の場、ひいては次世代の人材を涵養する場の縮小などにつながりかねない。

人口減少時代に突入した我が国においては、この地方の衰退を食い止めるための道筋を明確に定め、豊かで持続的に発展する地域社会の実現に向けた取組を長期にわたって継続することにより、内閣が目指す「希望と安心の国づくり」を実現することが必要である。

2 地方再生五原則

上記の基本理念を実現するに当たり、この戦略では、これまで以上に地方の声に丁寧に耳を傾け、省庁横断的・施策横断的な観点から、地域のそれぞれの課題に応じた対応ができるよう、地域の創意工夫や発想を起点にし、それを地方公共団体や国が的確に後押しするという考え方立つ。具体的には、以下に掲げる地方再生五原則により、関係主体の密接な連携の下、総合的な施策の推進を図ることとする。

①「補完性」の原則

地域の実情に最も精通した住民、NPO、企業等が中心となり、地方公共団体との連携の下で立案された実現性の高い効果的な計画に対し、国が集中的に支援する。

②「自立」の原則

地域の資源や知恵を生かして、経済的に、また、社会的に自立に向けて頑張る計画を集中的に支援する。

③「共生」の原則

地方と都市とがヒト・モノ・カネの交流・連携を通じて、ともに支え合い、共生を目指す取組を優先的に支援する。

④「総合性」の原則

国の支援は、各省庁の縦割りを排し、地域の創意に基づく計画を総合的に支援する。

⑤「透明性」の原則

支援の対象とする計画の策定、支援の継続及び計画終了時の評価については、第三者の目を入れて客観的な基準に基づき実施する。

3 取組の進め方

上記の地方再生五原則の下で、政府一体で地方再生の総合的推進を図るとともに、地方都市、農山漁村及び基礎的条件の厳しい集落における地方の課題に応じた地方再生の取組を進める。

この戦略と連携して、地方分権改革を推進し、国と地方の役割分担や国の関与の在り方の見直しを行い、地方が自ら考え、実行できる体制の整備に向け、地方公共団体に対する一層の権限移譲を推進する。また、財政面からも、地方が自立できるよう、分権型社会にふさわしい地方税財政制度の整備を目指し、地方税財政改革に取り組む。

第2 地方再生の総合的推進

地方再生の推進に当たっては、これまでのように国が施策分野ごとにあらかじめ基準を示すやり方ではなく、地域の創意工夫や発想を起点とした自主的な取組を政府として省庁横断的・施策横断的な視点からの確実な後押ししていくという大きな発想の転換を図る必要がある。このような考え方方に立って、地方再生の総合的な取組の進め方を具体的に明らかにする。

1 地域の声に応える相談窓口の一元化

(ブロック別担当参事官制の導入と地方連絡室の設置)

地方再生の取組の推進に当たっては、これまで以上に地域の声に耳を傾けるため、地域活性化に関する国の相談体制のワンストップ化を進める。具体的には、地域活性化統合事務局において地域ブロックごとに担当参事官を設けるとともに、地域ブロック別担当参事官と各省庁の地方支分部局との連絡協議を密にするために、地域ブロックごとに地方連絡室を設置することにより、その体制の下で一元的に相談に応じ、地方再生の取組を総合的な支援の実施に至るまで一貫してフォローする。

また、地域づくり活性化総合情報サイトにより、地方再生の施策や取組事例等の情報を使いやすい形で提供する。

(地域活性化応援隊の全国展開)

この一元化された相談体制の下で、各省庁が連携し、地方の実情を熟知した民間の地域活性化伝道師とともに地方に出向く地域活性化応援隊を全国に派遣する。また、地域の個別相談に即応し、地域の声を直接集めて地方再生の取組に即時に反映していく。

2 政府一体となった総合的な支援の推進

政府としては、内閣官房を中心に従来から都市再生、構造改革特別区域、地域再生及び中心市街地活性化の取組をこれまでも進めてきており、今年度においても、民間の発意を起点とする取組を後押しする方向への転換の第一歩として、雇用情勢の厳しい道県を対象に追加支援を緊急かつ総合的に実施する「地方再生モデルプロジェクト」を推進している。

しかしながら、地域の創意工夫や発想を「起点」にする考え方を実践していくためには、地域活性化統合事務局を中心とした一元的な相談窓口体制の下で、地方の声を十分に反映させる道筋をより明確化していくための取組を強化する必要がある。

このため、平成20年度には、地域の住民や民間団体の創意工夫や発想を起点にしたプロジェクトを立ち上がり段階において支援する新たな取組として「地方の元気再生事業」を創設する。この事業は、省庁横断・施策横断の視点に立って、地域の自由な取組に対しての包括的な支援を実施するものであり、国が基準をあらかじめ設定するのではなく、地域の声にまず真摯に耳を傾けることを出発点とする方向へ、政府として大きく舵を切ることを基本とするものである。

また、各省庁においても、以下に例示するように省庁横断的・施策横断的な取組を進めているが、今般新たに導入する「地方の元気再生事業」は、各省庁による地方再生の取組の方向性を定めていく上で「^{へき}軸先」としての機能を果たすものである。

ブロック別担当参事官が、この事業の推進と各省庁における地方再生の取組相互の有機的な連携に向けて、地方の声を受け止めながら役割を發揮する中で、政府を挙げての総合的な支援を推進する体制を整えていくこととする。

なお、構造改革特別区域計画、地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画の認定については、上記体制の下で一体的に取り組むものとする。

(省庁横断・施策横断の主な取組事例)

- ・農林水産業、商業、工業が連携し、新商品開発や販路拡大等について、人材や知恵などの経営資源を結集する「農商工連携」の取組を進める。
- ・小学生を農村に受け入れる「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進することとし、小学生の宿泊体験施設等の整備や受入れ体制の整備を促進するなど、都市と農山漁村の共生・対流を進める。
- ・企業立地を呼び込む広域的な連携基盤への投資、歴史・文化等を活かしたまちづくりなど、広域地方計画に即した地域の戦略的な取組への支援を行う。
- ・地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、地方交付税等の財政支援措置を講ずる「頑張る地方応援プログラム」の展開を図る。平成20年度以降は、財政支援等に加えて、人材の紹介・派遣や研修など、地域を支える人材の育成・活性化の支援を行う。
- ・政府一体としてのITの利活用に係る支援をより強力かつ迅速に実施するため、IT戦略本部が決定した「ITによる地域活性化等緊急プログラム骨子」に基づく取組を進める。
- ・総合科学技術会議における検討を踏まえ、科学技術による地域の活性化を図る取組を

進める。

- ・観光圏の形成による滞在日数の増加を図る観光圏整備促進事業の推進、外国人旅行者や国際会議の誘致など、観光立国実現の取組を進める。
- ・地域自立・活性化交付金、まちづくり交付金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、地域住宅交付金、地域再生基盤強化交付金等施策横断的交付金プログラムの戦略的な活用を推進する。
- ・道路、港湾、空港、ブロードバンドネットワーク等交通・情報通信基盤等の整備を推進する。
- ・補助対象財産の転用等の更なる弾力化や補助金等の申請手続きの一層の簡素化を政府一体となって推進する。

3 「地方の元気再生事業」の推進

平成20年度において創設する「地方の元気再生事業」は、上記のとおり地方再生の総合的な支援の一環として行われるものである。この事業は、地方再生の取組を進める上で最大の隘路となるプロジェクトの立ち上がり段階を対象として、これまで包括的・総合的な支援が必ずしも十分になされてこなかった、専門的な人材の派遣、社会実験の実施などのソフト分野を中心に、国が集中的に支援を行う。この事業の特色は、以下のとおりである。

- ・予め国がメニューを示すことは止め、民間主体を中心とする地域からの提案に柔軟に対応する。
- ・プロジェクトの熟度を高めるためのいわば立ち上がり段階において、地域の合意形成やプロジェクト検討のための民間を中心とする活動（地域づくりの専門家派遣や社会実験等を中心に、その他シンポジウム、説明会等の実施など）について、国は包括的かつ集中的に支援する。
- ・立ち上がり段階での支援を行うためのプロジェクトを選定する段階において、地域の実情を熟知した第三者の目を入れる。
- ・立ち上がり支援期間終了時には、改めて第三者の目を入れてその実績を評価し、支援の継続及び計画の成果を判断・公表する。

第3 地方の課題に応じた地方再生の取組

1 地方再生の取組の考え方

地方再生については、地方の実情は多岐にわたり、一様ではないことから、生活者や担い手の視点に立って、よりきめの細かい地方再生の取組を具体的に提示する必要がある。

このため、地方の課題をコンパクトシティ（集約型都市構造）の推進等による経済活動の活発化が求められる「地方都市」、農林水産業等の持続的な発展等が求められる「農山漁村」、国土保全の最前線の役割を担いながらも高齢化に直面する中で生活機能の維持等が必要な「基礎的条件の厳しい集落」（人口規模・世帯規模が小さく高齢者割合が高い集落をいう。以下同じ。）の3つの類型に分けて捉えることとした。基礎的条件の厳しい集落については、農山漁村に属するが、国土保全等の面で最前線にあると同時に厳しい状況にあることも踏まえ特記する。

また、地域における生活者や担い手の営みに着目し、第一に、生活者の暮らしの確保、第二に、地域が持続的に経済・社会活動を営む力の源泉となる産業の振興、第三に、地域内外にわたる交流を通じた地域の発展という3分野を柱に、省庁横断的に一体的な施策展開の考え方をまとめることとした。その際、雇用、教育、都市機能、地域コミュニティ等の分野についても、地域の実情に応じて一体的に対応できるよう施策展開することとした。

なお、生活者の暮らしの確保に関しては、例えば、生活者にとっての生活の質の確保に直結する地域医療や福祉の充実確保について、交通・情報通信等の基盤の確保と連携しながら一体的・総合的に展開する取組を想定している。また、地域の産業の振興に関しては、例えば、農商工の連携による取組をはじめとする中小企業や農林水産業の振興に加え、建設業等の地域の他産業への参入促進、NPO等による地域密着型コミュニティ・ビジネスへの展開等への支援の取組を想定している。さらに、交流に関しては、二地域居住、観光等の側面から新たな取組を想定している。

2 地方都市

(1) 現状と課題

地方都市は、人々が稠密に居住し、商業、工業等の産業活動を行い、交流するなど様々な経済・社会活動を営む場であり、地域経済の中心として、また、周辺農山漁村等を含めた地域住民の様々な生活上のニーズに応え得る広域的な拠点として、地域全体を牽引する力を発揮し続けなければならない。しかし、地方都市は、人口が減少に転じ、高齢化が急速に進行する中で、店舗等の利便施設や市役所等の公共公益施設の郊外移転による暮らしの利便性の低下や、地元経済活動の低迷等による地域産業の弱体化、中心市街地の居住人口・小売販売額の減少に代表される都市機能の衰退や市街地の空洞化が進行している。

こうした地方都市の現状は、当該都市機能の低下のみならず、周辺農山漁村等を含めた広域的な交流の拡大を阻害するなど地方の活力の低下をもたらすものである。

(2) 施策展開の方向

地方都市は、商業や公共サービス等多様な都市機能がコンパクトに集積し、子どもや高齢者を含めた多くの人にとって暮らしやすい、賑わいと活力のあるコンパクティティ（集約型都市構造）へと都市構造を転換すること等を通じて、地域経済の中心として、地域住民や事業者等による経済活動、社会活動、文化活動が活発に営まれる地域の牽引車の役割を果たすことが期待されている。

地方都市における豊かで持続的に発展する地域社会の実現を図るため、まちなかへの都市機能の集積等により、中心市街地における小売販売額の増加等の経済活動の活性化、企業立地の増加、様々な新規サービス分野の産業の創出、交流人口の増加等を目指す。

（企業立地促進、中小企業振興等による地域経済の牽引）

このため、施策展開の方向として、第一に、地域経済を牽引し、地方都市の再生の鍵を握る産業の分野では、地域の強みを生かした産業集積づくりを促進するため、企業立地促進法に基づき企業誘致等に計画的に取り組む地方公共団体を支援する。加えて、広域地方計画に即した地域の戦略的な取組として、新たな企業立地を呼び込む空港、港湾、道路等の広域的な連携基盤への集中投資を行う。このほか、臨海部の産業物流を効率化することにより、地域産業の活性化・立地促進を図る地区を形成する。

また、地域資源の活用や地域と大学等の連携による新たな製品の開発及び市場の開拓の促進、地域の企業を育成する地域イノベーションの強化、コミュニティ・ビジネスの

振興等の取組を進めるとともに、地域力再生機構を創設する。

さらに、中小企業の生産性の向上に向けて、付加価値の創造、経営力の向上、公正かつ効率的・合理的な事業環境の整備とあわせ、サービス産業の生産性向上のための基盤整備等を目指す。また、中小企業の再生を図るため、中小企業再生支援協議会における専門家による相談対応・助言、再生計画策定や金融機関との調整の支援を行う。あわせて、技術力・施工力・経営力に優れた企業が成長できる環境を整備し、地域づくりの担い手である建設業の活力の再生を図る。

加えて、金融面からも地域産業の再生と活性化に資するため、政策金融の活用、政策金融機関等による地域の情報へのアクセスの向上や地域の知恵の有効活用、地域金融機関における地域密着型金融・中小企業金融の円滑化の一層の推進を図る。

(生活者にとって暮らしやすいまちづくり)

第二に、高齢者を含めた多くの生活者にとって暮らしやすいまちづくりを中心市街地などの既存ストックや地域資源を活かしつつ進めていくこととする。具体的には、暮らしを支える商業機能の確保はもとより、賑わい拠点の創出、街なか居住の推進、空き家の活用等による中心市街地の活性化を図る。

こうした中で、地域医療を支える医療従事者の確保、地域において安心して子育てができる環境の整備、介護サービスの確保、安全・安心なまちづくりの推進、住宅の長寿命化による住生活の安定の確保を図る。また、建築物・交通機関・歩行空間等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を図るとともに、バス、地方の鉄軌道等の地域公共交通の活性化・再生、次世代型路面電車システム（LRT）等の活用による総合的な交通施策を戦略的に推進する。

(持続可能な都市の活性化と成長発展を支える交流の推進)

第三に、持続可能な都市の活性化と成長発展を支える交流の分野では、幹線交通・物流ネットワークの強化を図るほか、二地域居住やUJITURN等の「暮らしの複線化」、観光・体験交流、農山漁村との交流等による交流人口の増加等を目指す。

また、広域地方計画に即した地域の戦略的な取組として、歴史的な遺産の活用等による魅力あるまちづくりと一体となった広域的な基盤を整備するとともに、観光モデルルートの開発や広報活動を広域的に連携して行う観光振興の取組を促進する。

(多様な主体によるまちづくりの推進と地域コミュニティの再生)

これらの施策展開を図る上で担い手の果たす役割は極めて大きい。そこで、各地方都

市の実情に応じて、都市機能の向上を図るため、多様な主体によるまちづくりを促進するための制度運用の改善・活用マニュアルの作成整備に加え、人材派遣等まちづくりの人材・ノウハウ・金融支援の充実等を目指す。

また、雇用の確保を図る観点から、若者・高齢者・女性の雇用の促進、中小企業の労働力確保の助成、働き手の事情に応じた働き方が選択できるテレワークの普及促進に取り組む。

さらに、地域活性化の担い手となる幅広い人材育成に資するため、戦略的な大学間連携及び産学官連携を進め、大学等が有する人的・知的資源の有効活用を図るほか、地域コミュニティの再生等を目指した地域の担い手ネットワーク（ソーシャル・キャピタル）の充実等に取り組む。

3 農山漁村

(1) 現状と課題

農山漁村は、国民の食料の安定供給の確保を担うだけでなく、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、地球温暖化防止、文化の伝承の機能といった多面的機能の発揮に重要な役割を果たす農林水産業を中心に持続可能な国民の暮らしを支えている。また、健全な地域コミュニティを作り、人材を育て、供給する大切な場となってきた。しかし、農山漁村においては、農林水産業をはじめとする地域の産業の低迷やそれに伴う雇用機会の減少、医療・地域公共交通等の生活機能の利用利便の低下、人口減少・高齢化さらには後継者不足によるコミュニティ機能の低下が進行している。

以上のような状況に直面する中で、今後も農山漁村の活力の低下が懸念される。このことは、食料・水の確保など国民生活の安全保障機能の低下、森林の荒廃など国土の防災・保全機能の劣化、自然環境に恵まれた暮らしの崩壊、地域コミュニティの衰退がもたらす安心・安全な生活の場、ひいては次世代の人材を涵養する場の縮小などにつながりかねない。

(2) 施策展開の方向

農山漁村は、引き続き国民の食料の安定供給の確保や様々な多面的機能を果たすことが期待されている。農山漁村における豊かで持続的に発展する地域社会の実現を図るために、農林水産業やその他の地場産業の生産の確保、雇用の確保、定住・交流人口の維持・拡大等を目指す。また、農林水産業の有する食料等の供給の機能はもとより、農業や森林などが有する多面的機能が適切かつ十分に発揮されるようにすることを目指す。

(地域の基盤となる農林水産業等の再生)

このための施策展開としては、農山漁村の場合は、人材への直接支援等を通じた地域経済の活性化と農山漁村集落の再生による「新たなむらの再生」を後押しする観点から、第一に、地域の基盤となる農林水産業等の地域産業の再生が必要である。このため、「地域の宝」である農林水産物を活用した新たな産地づくりを地域一体となって展開できるよう、生産・加工・流通施設や地産地消の推進を図る直売所の整備等への支援を行う。また、農地の有効利用を促進するとともに、集落営農への参加支援、地域ぐるみで効果の高い共同活動と先進的な営農活動を実施する地域等への支援をはじめ、農業に従事する高齢者や小規模農家が安心して農業に取り組める環境づくりを促進する。さらに、水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）については、制度の基本を維持

しつつ、地域の実態に即した見直しを行うことなどにより、制度の定着を図る。

農山漁村においては、産地競争力の強化に加え、雇用を生み出す新たな地域産業の創出等を図り、地域を維持していくようにすることが、ひいては、農林水産業を守っていくことにもつながる。地域産業の再生の総合的な取組としては、地域の雇用情勢にも対応しながら、農商工連携の促進を通じた新商品開発・販売の支援、地域イノベーションの促進、農林水産品・地域産品の販売や輸出の促進、有機農業の推進等を図る。また、新規企業の計画的な立地を進めるとともに、建設業等からの地域の他産業への参入による取組の促進を図る。

このほか、耕作放棄地の解消・発生防止に取り組むとともに、鳥獣害対策や有害生物への対応等を進める。また、地域の雇用増加に結びつく間伐等の森林整備・保全や森林資源の利活用への支援、林業の担い手の確保を目指す「緑の雇用」の推進を図る。さらに、収入の変動の緩和等を図る新しい漁業経営安定対策、燃油高騰も踏まえた操業経費の減少や省エネルギーを目指す漁船漁業構造改革に取り組むとともに、魚介類の生息産卵場となる「海の森づくり」や干潟の造成・保全等の漁場整備を目指す。

(医療、生活交通等の生活者の暮らしの確保)

第二に、生活者の暮らしを支える施策の展開が重要である。具体的には、まず地域医療を支える医療従事者の緊急な確保、地域の救急医療体制の充実、遠隔医療を推進するためのＩＴの活用を目指す。また、少子高齢化に対応し、高齢者の介護サービスの充実、子どもや高齢者の見守り等の取組を推進する。

さらに、農山漁村地域の防災・国土保全機能の維持に関する取組、地球温暖化の防止と森林資源の次世代への継承を図る美しい森林づくりの推進等の豊かな自然環境の保全に関する取組のほか、漂流・漂着ゴミ対策を進める。

これらの取組に加え、生活交通の維持確保のため、地方バスの再生、コミュニティバスの導入等を図るとともに、ブロードバンド・ゼロ地域の解消に向けた取組や携帯電話のエリア整備を進める。

(地域の持続可能な発展を支える循環・交流・連携)

第三に、持続可能な地域の発展を支えるためには、農山漁村と都市の循環・交流・連携の取組が不可欠である。交流の分野では、まず若年世代や団塊の世代の方々を巻き込みつつ、農山漁村活性化法等による農山漁村への定住・滞在や農山漁村と都市の交流の加速化を図る。また、二地域居住やUＪＩターン等の「暮らしの複線化」の推進、地域

資源を生かした観光・体験交流の推進、グリーン・ツーリズム、エコツーリズム等のニューツーリズムの普及や、果樹・野菜、棚田オーナー制を通じた交流の推進等の取組を進める。さらに、小学生を農村に受け入れる「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進することとし、小学生の宿泊体験施設等の整備や受入れ体制の整備等を促進する。

(次世代の人材の育成を担う地域コミュニティの再生)

以上の取組の展開にあわせ、地域の雇用に関する取組として、雇用改善の動きが弱い地域の地域雇用対策等に取り組む。また、団塊の世代が定年後再び田舎で活躍する「人生二毛作」や田舎で新たな価値観とスタイルを確立しようという「スローライフ&ジョブ」等の新たな担い手確保の取組を進める。地域の教育に関しては、過疎地域等における学校の統合時に、児童生徒の遠距離通学に対して、通学の手段を配慮する。

農山漁村集落の地域コミュニティの再生等を図り、地域の活性化を進めるには、何といつても人が重要であり、地域の農業者だけでなく、一般住民や外部の専門家等も含む「新たなネットワークの形成」が重要である。このことを踏まえ、地域の担い手ネットワーク（ソーシャル・キャピタル）の充実やコミュニティ・リーダーの育成に取り組む中で、高齢者を見守るネットワークづくりや次世代を担う人材を地域が育成していく環境づくりを進める。また、農林漁業に関連した「祭り」、「伝統文化」、「景観」等の保全・復活を目指す。さらに、学校の統合に伴う廃校等の地域ストックの有効活用等の取組を進める。

4 基礎的条件の厳しい集落

(1) 現状と課題

基礎的条件の厳しい集落は、地域住民の生活の場であるだけでなく、その地理的条件から見て、耕地や森林を維持することを通じ、国土や環境の保全等の面で最前線の役割を担っている。例えば、河川の源流地域等の集落が管理する棚田や森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、地球温暖化の防止、林産物の供給等の機能を果たしているし、集落の地域コミュニティは、郷土文化の継承の面でも機能を果たしている。しかし、我が国の基礎的条件の厳しい集落の多くは、病院・診療所の統廃合に伴う医療の確保の困難性、路線バスの再編等に伴う生活交通の確保の困難性、離島航路・航空路維持の困難性、農林業等の地域産業の衰退、耕作放棄や間伐の遅れ等による土地の荒廃、生活店舗の撤退、人口減少・高齢化によるコミュニティ機能の崩壊（共同作業の支障、郷土文化の維持の困難性等）など、その存続が危ぶまれる現実に直面している。

こうした中で、その集落に住み続けたいという思いで努力を続けられている住民の方々は多く、こうした努力を支えるNPOの活動も見られる。これらの基礎的条件の厳しい集落を放置しておくことは、食料・水の確保など国民生活の安全保障機能の低下、森林の荒廃など国土の防災・保全機能の劣化といった国全体にとっての様々な弊害をもたらすことにつながりかねない。

(2) 施策展開の方向

基礎的条件の厳しい集落については、国土の保全、水源の涵養、貴重な郷土文化の伝承等の様々な多面的機能を有しているなど、国民生活の面から見ても高い価値を有していることを踏まえ、集落の状況や住民の不安・要望について十分な目配りを行いつつ、集落を活性化し、住民の生活の維持を図ることを目指す。

(生活者の暮らしの維持確保)

このための施策展開としては、第一に、生活者としての暮らしに必要な医療・福祉のサービスが受けられ、生活交通が維持確保され、必要な情報通信のサービスも受けられなければならない。まず地域医療の確保を図るために、ドクターへリの導入等による広域救急医療体制の整備、遠隔医療を推進するためのITの活用を目指す。

また、少子高齢化に対応し、高齢者の介護・福祉サービスの確保、高齢者の集合住宅の整備と地域による高齢者の見守りシステムの普及等の取組を進める。

さらに、防災・国土保全機能の維持や、美しい森林づくりの推進など自然環境の保全に取り組む。これらの取組に加え、生活交通の確保を図るため、地方バスの再生、乗合タクシーの導入等の取組を進めるほか、ブロードバンド・ゼロ地域の解消に向けた取組や携帯電話のエリア整備を進める。

(担い手による地域の産業の再生)

第二に、生活者の暮らしの維持確保と密接に結びつきながら地域の産業の再生が図られなければならない。具体的には、建設業等からの参入者や意欲のある地域の担い手が中心となって、地域の産業を再生しながら、その特産品を活用して、地産地消の推進、域内外への販路拡大、観光交流の拡大、さらには生活交通の維持、高齢者福祉サービスなどにも結びつける地域一体的なビジネスモデルの展開等を図る。また、地域食材等の地域資源を生かした地域産業の活性化や新たな産業の創出等を図る。

このほか、中山間地域直接支払制度を活用した農業生産活動の継続の支援、放牧の推進を図る。また、間伐等による森林の適切な整備・保全や、森林施業の集約化を推進するとともに、林業就業意欲のある若者等を育てる「緑の雇用」の取組を進めるほか、森林資源の利活用を促進する。さらに、鳥獣害等の防止を図るため、捕獲体制の強化、侵入防止等の鳥獣害対策を進める。

(域外との交流の維持・促進)

第三に、このような取組の展開の中で集落の活性化を図るには、域外との交流の維持・促進も重要である。このため、都市との間などで、二地域居住やU J I ターン等の「暮らしの複線化」、観光・体験交流、グリーン・ツーリズムやエコツーリズム等のニューツーリズムの普及、棚田オーナー制を通じた交流等を進める。その際、集落における小学生の宿泊体験施設等の整備や受入れ体制の整備等を促進する。

(地域コミュニティの維持・再生)

以上の取組を通じ、集落機能の担い手の雇用の場の確保を図るとともに、テレワークの普及の取組を進める。また、へき地の学校の教育条件の確保を図る。さらに、地域コミュニティの機能の再生を図るため、複数集落単位の協力体制の構築、N P Oとの協働による支援のほか、官民の多様な主体が連携した「新たな公」の創生を支援する。加えて、郷土文化を後世に残すデータベース化等を目指すほか、廃校等の地域ストックの有効活用を進める。

(離島地域の再生)

離島地域については、人口の減少や高齢化が進む中、海を隔てた輸送コストを負担するため、企業立地等による産業振興を図ったり、観光交流等の交流の促進を図ったりしていく上で本土と比べて不利な条件が存在している。特に、昨今の燃油費高騰はこの傾向に拍車をかける状況になっている。

このため、以上の取組に加え、離島航路・離島航空の維持確保や情報格差の是正に向けた情報通信基盤の整備を促進する。

5 課題分野別の基本的施策

ここでは、生活者の暮らし（医療、福祉、交通、通信等）、産業（中小企業、農林水産業、コミュニティ・ビジネス等）、交流（二地域居住、観光等）を通じた地域の発展という3分野を柱に基本的施策を例示する。その際、雇用、教育、都市機能、地域コミュニティ等の分野についても、地域の実情に応じて一体的に対応できるよう基本的施策を例示する。**これらは、平成20年度の実現を目指して取組を進めるものである。**

*各施策については、主に地方都市の課題への対応に役立つと想定されるものを**都市**と、主に農山漁村一般の課題への対応に役立つと想定されるものを**農村**と、主に基礎的条件の厳しい集落の課題への対応に役立つと想定されるものを**集落**と、すべてに共通するものを**共通**という印で示す。

（1）生活者の暮らしに関する基本的施策

ア 地域における医療供給体制の整備充実

（ア）地域の医療従事者の確保

平成19年5月に政府・与党で取りまとめた「緊急医師確保対策について」に基づき、医師不足地域に対する緊急臨時的医師派遣システムの構築、病院勤務医の過重労働の改善策の実施、研修医の都市への集中のは正のための臨床研修病院の定員の見直し、医師不足地域や診療科で勤務する医師の養成の推進など、医師確保の緊急対策に取り組む。また、看護師、助産師等の確保対策を推進する。 **共通**

今後、産婦人科や小児科に多い女性医師の就労を支援するための「女性医師バンク」の充実、病院勤務医の負担軽減に資する医療補助者等の配置の推進、地域の実情により分娩数が少なく採算がとれない産科医療機関への支援を行なうなど、更に実効性のある形で具体化を図る。 **共通**

また、遠隔医療を推進するためにITを活用できるようにする環境整備を行う。 **農村・集落**

（イ）救急医療体制等の整備充実

小児医療・周産期医療の提供体制の充実、初期・二次・三次等の救急医療体制の整備を進めるとともに、円滑な妊産婦の救急搬送・受入体制の構築ができるよう、救急搬送における医療機関と消防機関の一層の連携を図る。また、ドクターへリの配備を推進する。 **共通**

（ウ）公立病院改革の推進

公立病院改革を推進する中で、公立病院の経営健全化と医師確保のため、病院事

業を実施する地方公共団体が策定する公立病院改革プランの実施の支援を行う。

共通

イ 安心できる暮らしの実現

(ア) 少子化への対応

少子化に対応した安心できる暮らしの実現を図るため、仕事と生活の調和の推進と保育サービスなどの充実を車の両輪として、次世代育成対策の推進を図る。共通

また、少子化に対応するための情報システムの整備を進めることとし、地域の子育てに関する官民の情報が一括して利用可能となるシステム連携に取り組む。共通

(イ) 高齢化への対応

持続可能な社会保障制度の構築に向けた改革を着実に進める中で、地域において高齢化に対応した安心できる暮らしを実現する取組を推進する。共通

今後は、独居高齢者のケアの体制の整備を促進することとし、高齢者の集合住宅の整備と地域による見守りの仕組みづくりを進める。集落

また、スロープの設置、歩道の段差解消、ノンステップバスの導入など、建築物や公共交通機関、歩行空間等の一層の移動円滑化や地域のニーズに応じたバス車両の開発・普及など、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化の促進を図る。共通

さらに、地域の拠点的な1日当たり平均利用者数五千人未満の鉄道駅のバリアフリー化を推進する。このほか、福祉タクシーとNPO等による地域における福祉輸送の在り方等についての検討を進める。共通

高齢化に対応するための情報システムの整備、特に高齢者の生活支援を図るためにITの活用を推進する。また、地域の医療・介護等のニーズに対応できる郷土(ふるさと)に根ざした携帯電話事業(「ふるさとケータイ事業」)の創出や地域の健康増進に関する官民の情報が一括して利用可能となるシステム連携に取り組む。このほか、遠隔医療を推進するためにITを活用できるようにする環境整備や高齢者の見守りシステムの普及を図る。共通

ウ 安全な暮らしの実現

(ア) 災害からの安全の確保

防災拠点の機能強化、住宅・建築物の耐震化の促進、学校の耐震化の推進、災害発生時における避難者や緊急物資等の輸送を確保するための緊急輸送道路等における耐震・防災対策の推進、耐震強化岸壁の整備、豪雪に備えた克雪施設や雪処理体

制の整備、流域一体となった水害・土砂災害対策の推進、海岸保全施設の整備、消防・水防等地域の災害応急対応力の充実、ハザードマップの普及促進、地震・気象等の災害に関する速報や観測・予報の改善など、ハード・ソフトが連携した取組を進める。

共通

今後は、災害から安全な居住環境を構築するためのＩＴの活用を推進する。また、ＧＩＳを活用した防災システムの普及など、地域の安全確保に向けた取組を支援するＩＴシステムの普及の促進を図る。さらに、災害時にも確実な通信を確保できる地上・衛星共用携帯電話システムの研究開発等を進める。

共通

(イ) 犯罪等からの安全の確保

安全・安心なまちづくり・地域づくりを進めるとともに、ＩＴを活用した通学路等における子ども見守りシステムの普及の促進を図る。

共通

エ 環境に配慮した持続可能な暮らしの実現

(ア) 地域の地球温暖化防止に向けた森林づくりの推進

地球温暖化防止と森林資源の次世代への継承に向け、間伐等の森林整備・保全の着実な推進、美しい森林づくり推進国民運動の充実等を図るとともに、国産材の利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生を進め、地域の活性化・雇用の場の確保を図る。

農村・集落

(イ) 地域の省資源・省エネルギーの推進

持続可能社会の実現に向けて、住宅、社会資本等の既存ストックの活用を進める。住宅については、その長寿命化を促進することとし、質の高い住宅の長期利用を促進する「200年住宅」を推進する。

共通

(ウ) 環境負荷の少ない都市生活の実現

次世代型路面電車システム（ＬＲＴ）・専用レーン等を活用した高速輸送バスシステム（ＢＲＴ）の整備、公共交通機関の利用促進、自転車利用環境の整備、低公害車の普及促進等を図る。また、環境負荷の少ない集約型都市構造の実現を図る。さらに、拠点的市街地における地区・街区レベルの先導的な環境負荷削減対策を進める。

都市

廃棄物の適正処理と不法投棄対策を前提に、バイオマスの利活用等による「地域循環圏」の形成、広域的な資源循環を促進する。また、関連する技術の開発・導入や、静脈物流システムの検討等を推進する。さらに、生活環境整備の一環として、

効率的な汚水処理施設の普及促進を図る。

共通

(エ) 漂流・漂着ゴミ対策の推進

漂流・漂着ゴミの発生源対策や被害が著しい地域への対策を推進する。また、大規模な海岸漂着ゴミや流木等の処理の対策の充実や、関係者間の連携の強化等を図る。

都市・農村

オ 地域の公共交通の活性化

(ア) 公共交通の活性化の総合的な支援の強化

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を活用し、鉄道、バス、旅客船等地域公共交通の活性化・再生に主体的に創意工夫して頑張る地域の取組を支援する。また、同法により、異なるモード間での調整、交通事業者と地域住民、商業者等との連携など、多様な地域の関係者による合意形成・合意に基づく取組実施の環境整備を進める。

共通

さらに、新たな制度に基づく公有民営方式等による地方鉄道の活性化を促進し、地方のバス路線の維持に対して支援するとともに、地域における鉄道・バス等の公共交通活性化・再生のための様々な取組に対する総合的な支援の強化等を図る。

共通

(イ) 基礎的条件の厳しい集落の生活交通の維持確保

基礎的条件の厳しい集落における生活交通については、その維持継続に向けた取組を進めることとし、様々な取組に対する総合的な支援の充実を図る。また、市町村、NPO等による自家用有償運送の活用を進める。具体的には、集落の住民が様々な生活サービスを利用できるワンストップ・サービスの提供拠点を整備し、そこまでの交通手段を確保するデマンド型交通の導入等を促進する。

集落

さらに、離島における生活交通の維持確保を図るための離島航路・離島航空の維持に対して支援する。また、離島定期船等の船舶航行の安全性・効率性の向上及び就業環境の改善のため、離島における港湾整備を推進する。

共通

カ 情報通信基盤の整備充実

(ア) 地域インターネットの整備

地域インターネット、すなわち、地域の学校、図書館、公民館、市役所等を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備を支援する。また、離島における地域インターネットの整備の促進を図る。

農村・集落

さらに、集会、回覧板、生活交通、高齢者安否確認等の様々な日常生活サービスを提供できるような I T技術の活用を進める。

集落

(イ) ブロードバンドの整備

2010 年度のブロードバンド・ゼロ地域の解消の実現に向け、地域の事情や特性に応じ、光ファイバ、ADSL 等のブロードバンドに係る情報通信基盤整備の支援に取り組むこととし、特に条件の不利な地域についてはブロードバンド基盤整備を促進するための支援策を講じる。また、地域の抱える課題解決のため、情報通信の利活用の新たなモデルの確立とその普及促進を図る。

共通

(ウ) 携帯電話のエリア整備

携帯電話のエリア整備を推進するため、過疎地域等における基地局や伝送路の整備の支援を図るとともに、具体的な整備目標の設定も含め今後のエリア整備に取り組む。

農村・集落

(エ) 地上デジタルテレビ放送への完全移行

地上デジタルテレビ放送への完全移行を図るため、デジタルテレビ中継局の整備の支援、辺地共聴施設等の環境整備を進める。

農村・集落

(2) 産業に関する基本的施策

ア 地域産業の再生

(ア) 地域資源を生かした地域産業の活性化

中小企業による地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、伝統文化等）を活用した新商品・新サービスの開発・市場化を促進するため、中小企業地域資源活用促進法を柱に、「中小企業地域資源活用プログラム」により総合的に支援する。具体的には、マーケットに精通した専門家による助言や試作品開発に対する支援等を行う。

共通

また、自ら考え行動する農山漁村の活性化を図るため、地域の創意工夫と協働により、農山漁村の有形無形の資源を活用した取組、全国のモデルとなるような「立ち上がる農山漁村」の取組を進める。

農村

(イ) コミュニティ・ビジネスの振興

地域の抱える社会的課題を、地域住民とともに協力し、事業性を確保しつつ解決するコミュニティ・ビジネスの振興に取り組む。具体的には、コミュニティ・ビジネスの起業や経営に対し、質の高いサポートを行うことができる中間支援機関を担

う人材を育成するとともに、コミュニティ・サービス事業者に対して資金面での支援を行うために、コミュニティ・ファンドを形成する事業等を支援する。 共通

(ウ) I Tを活用した地域産業の活性化

地域産業の活性化を図るための I Tの活用を推進することとし、I T利用産業の生産性向上のための I T共通基盤整備の実証研究、I Tを活用した地場産品情報の全国発信や地域商店街のポイントシステムの構築を図る。 共通

また、地域の産業振興を通じた活性化に向けて「ユビキタス特区」を推進する。さらに、地場の中小企業の I Tの利活用促進のため、インターネットを通じて安価で使い勝手の良いソフトを提供するA S P・S a a S（財務会計等のアプリケーション・ソフトを、ネットワークを介して提供するサービス）利用促進のための環境整備を進める。 都市

イ 地域力再生機構

地域の中規模企業や第三セクターの事業再生の支援と面的再生に向けた取組を地域金融機関や地方公共団体等の理解・協力を得つつ行う地域力再生機構を創設し、日本経済の重要課題である地域経済の建て直しを図る。 都市・農村

ウ 新産業創出（地域イノベーション）・新規企業立地の促進

(ア) 企業立地促進等による産業集積づくり

「企業立地促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づき、地域の強みを生かした産業集積づくりを目指す地方公共団体の計画的取組に対し、設備投資促進税制や工場立地法の特例措置、ワンストップ・サービス体制の整備や人材育成・施設整備に対する支援を行う。 都市・農村

また、新たな企業立地と連動した空港、港湾、幹線道路ネットワーク、アクセス道路の整備により、企業投資の誘発や雇用の創出を図る。さらに、効率的な産業物流が実現する地区（臨海部産業エリア）を形成し、地域産業の活性化・立地を促進する。 都市・農村

(イ) 地域イノベーションの強化

地域の潜在能力を引き出す環境を整備するため、地域活性化に資する地域発のイノベーションが次々と創出される環境を形成する。具体的には、地域の研究機関等が連携・共同して、各機関が有する研究開発資源の相互利用の促進と企業等への利用開放を図る地域イノベーション創出共同研究体の形成を図る。また、产学研官が地

域イノベーション創出のために行う実用化研究開発や新技術シーズを生み出すための共同研究を支援する。 都市・農村

さらに、地域の資源を生かし、新たな需要や雇用の創出につながる新食品・新素材をはじめとする新製品・新サービスの開発や新生産システムの確立など、地域イノベーションを先導する研究開発を、産学官連携を図りつつ推進する。あわせて、地域の実情に応じた研究成果の活用・普及を図る。 共通

加えて、各地域に立地する独立行政法人、大学等の先端研究施設を企業等に開放し利用を促進することにより、我が国全体の研究開発能力の向上を図るとともに、当該地域を中心としたイノベーションの創出と地域活性化に貢献する。 都市・農村

(ウ) 地域クラスターの形成

「産業クラスター計画」で重点化した対象分野及び対象地域並びに「食品クラスター」を形成する地域において新事業創出支援を加速する。 都市

また、地域における大学等研究機関、地方公共団体、企業等による国際的な競争力のある技術革新のための集積である「知的クラスター」の形成を促進する。 都市

さらに、知的クラスターと産業クラスターの更なる連携を図りつつ、政府一体となって地域クラスターの形成を促進し、地域による自立的な取組へつなげる。

都市

(エ) I C T を活用した新産業創出

地域発・国際展開可能な I C T サービス等を確立するため、電波の利用に係る環境の整備等を行う「ユビキタス特区」を推進することにより、地域における総合的なプロジェクトを進める。 都市

(オ) 知的資産の活用による新産業創出

大学等におけるシーズ（研究成果）等の知的財産の創出・管理・活用の基盤整備を進めるとともに、産学官の連携活動の高度化の促進を図る。また、知的財産戦略が持続的に展開されるよう、多様な特色ある取組を国公私立大学を通じて支援する。

都市

(カ) 農村地域への工業等の導入

農村地域工業等導入促進法に基づき農村地域への計画的な工業等の導入を図る。

農村

エ 農商工連携による地域産業の活性化

地域経済活性化のための「農商工連携」の促進の取組を進める。具体的には、地域産品に関する販売促進・新商品開発の支援、地域産業におけるイノベーションの促進、地域における知的財産の「創造・保護・活用」の更なる促進、農業関連施策と中小企業関連施策の連携の推進、地域産品の輸出促進等を図る。

都市・農村

才 地域の農業の再生

(ア) 地域の農業の経営基盤の強化

「地域の宝」である農林水産物を活用した新たな産地づくりを地域一体となって展開できるよう、生産・加工・販売等への支援を行う。具体的には、食料産業クラスターの形成による新商品の開発・販路開拓、農林水産物直売所、加工施設等による地産地消の推進、徹底した品質管理手法（H A C C P（危害分析重要管理点）等）の導入、地域ブランド化、輸出促進、有機農業の推進、国産バイオ燃料の生産拡大やバイオマスマウンの構築の支援等のバイオマス利活用の推進など新たな農林業の展開や産業の創出等に取り組む。

農村・集落

農業経営に意欲ある者等による農地の有効利用を促進するため、現場の実態を踏まえつつ、農地政策の改革を具体化していく。あわせて、集落営農への参加支援、地域ぐるみで効果の高い共同活動と先進的な営農活動を実施する地域等への支援をはじめ、農業に従事する高齢者や小規模農家が安心して農業に取り組める環境づくりを促進する。

農村・集落

農業生産の維持を通じて多面的機能の確保を図る中山間地域等直接支払制度を実施するとともに、農林業等の基盤整備を進める。

農村・集落

米の消費減少に対応するための生産調整の全都道府県・全地域における確実な実行、水田において自給率向上が必要な麦、大豆、飼料作物、非主食用米等の生産の着実な定着に取り組む。特に、飼料米・バイオエタノール米等については、低コストの生産技術の確立・定着等を促進する。

農村・集落

今年度から導入された水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）については、制度の基本を維持しつつ、地域の実態に即した見直しを行うことなどにより、制度の定着を図る。

農村・集落

(イ) 耕作放棄地の解消・発生防止

5年程度を目指し、農業上重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指す。具体的には、耕作放棄地の実態調査とそれに基づく耕作放棄地解消の指針づくり、耕作放

棄地の解消・発生防止に向けた取組を支援するための基盤整備と関連施策の一体的推進、地域の既存組織及び農地・水・環境保全向上対策を実施する対象活動組織による耕作放棄地の利活用の共同実施の取組に対する支援を行う。また、飼料作物・バイオマス作物等の省力作物の作付けの促進、放牧等の推進を図る。農村・集落

(ウ) 鳥獣害等の防止

鳥獣害対策として、捕獲体制の強化、捕獲方法の改善、侵入防止、効果的な被害防除技術の開発、野生鳥獣を活用した地域特産品の開発及び観光への活用の促進を図る。

農村・集落

(エ) 企業等の農業への参入促進

企業等の農業参入の促進のための研修会・個別相談会等の実施、農地のリース、農業用機械・施設のリースの支援、農業参入法人への融資の実施を図る。

農村・集落

カ 地域の森林・林業の再生

地球温暖化防止と森林資源の次世代への継承に向け、間伐等の森林整備・保全の着実な推進、美しい森林づくり推進国民運動の充実等を図るとともに、国産材の利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生を進め、地域の活性化・雇用の場の確保を図る。

[再掲]

農村・集落

森林の保全・整備に意欲を有する若者等の就業と地域への定着を進めるため、「緑の雇用」による担い手対策を活用し、安全で効率的な林業の実施に必要な技術・技能を付与する取組を進める。また、低コスト施設等の実施に必要な技術・技能の付与に取り組む。

農村・集落

キ 地域の水産業の再生

漁船漁業に関し収益性重視の操業・生産体制の導入等を図る漁船漁業構造改革対策を推進する。また、積極的かつ計画的に経営改善に取り組む経営体を対象とする新しい漁業経営安定対策の導入に加え、魚介類の生息産卵場となる「海の森づくり」や干潟の造成・保全等の漁場整備について推進する。さらに、国際競争力のある漁業の経営体の育成・確保のため、漁業の担い手確保・育成対策を推進する。

農村

ク 中小企業の生産性向上と再生

中小企業の再生・再起業の推進を図るため、各都道府県の商工会議所等に措置されている中小企業再生支援協議会において常駐専門家が相談対応・助言を行う。また、

中小企業再生支援協議会における外部専門家による再生計画策定や金融機関との調整を支援する。

都市

さらに、中小企業の生産性の向上に向けて、地域資源の利用等の付加価値の創造、IT・企業OB人材の活用等による小規模事業者等の経営力の向上、公正かつ効率的・合理的な事業環境の整備に関する取組を進める。あわせて、中小企業の相当部分を占めるサービス産業の生産性向上のため、消費者の視点からのサービス革新、サービスプロセス改革と人材育成、個別サービス分野の成長のための基盤整備等を進める。

都市

ヶ 建設業の活力の再生

技術力・施工力・経営力に優れた企業が成長できる環境を整備し、地域づくりの担い手である建設業の活力の再生を図るため、建設業者の防災への貢献等を積極的に評価するなど、総合評価方式の導入等の入札契約制度改革を推進するとともに、建設業の新分野進出等の経営革新や人材育成等の取組を支援する。

共通

コ 中心市街地の商業機能の再生

中心市街地活性化法に基づき、商店街・商業者等が行う商業活性化事業等に対して支援する。また、商店街の空き店舗活用事業等の各種の賑わい創出事業を支援する。さらに、人材やノウハウの不足に対し、診断の実施、勉強会・セミナー等の開催、専門家派遣等により支援する。

共通

サ 金融面からの地域産業の再生等

金融面からも地域産業の再生に資するため、政策金融の活用、政府系金融機関の仲介による新規取引先の開拓・自社商品のPR等に役立つ地域の情報へのアクセスの向上や大学の研究成果等の地域の知恵の有効活用、地域金融機関における地域密着型金融の一層の推進を図る。

共通

また、郵便局ネットワークを用いることにより、過疎地域における金融サービスへのアクセスや過疎地域の特產品を全国に配達するアクセス等の確保を図る。

農村・集落

さらに、地域の活性化に資する観点から、47都道府県ごとの図柄による地方自治法施行60周年記念貨幣を順次発行するほか、これと連携して郵便事業株式会社においても記念の切手を順次発行する。

共通

(3) 交流に関する基本的施策

ア 地域資源を生かした観光資源開発・観光交流の促進

訪日外国人旅行者数の増加を図る「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を着実に推進するとともに、国際会議の開催・誘致を支援する。また、我が国の魅力の一層の理解や外国人観光客の利便性の向上を図るとともに、観光地・観光産業の国際競争力を更に高めていく施策を推進する。

都市・農村

さらに、滞在日数の増加を図る観光圏の形成を目指し、官民一体となつた取組への一層の支援を行ふ。加えて、多様な主体による協働のもと、地域資源や個性を生かした美しい国土景観の形成を図る取組を推進する。

都市・農村

イ 二地域居住等の地域間交流の促進

(ア) 「暮らしの複線化」等の推進

二地域居住やU J I ターン等の「暮らしの複線化」を推進する。このため、社会的気運の醸成、民間ビジネスとしての展開、地域における活動の場の提供、地域の受入れや交流促進の仕組みの整備等の取組を強化する。

共通

また、グリーン・ツーリズム、エコツーリズム、滞在型・体験型観光等のニューツーリズムを通じた交流や、果樹・野菜、棚田オーナー制を通じた交流を促進する。

共通

さらに、地域住宅交付金、過疎地域集落等整備事業等による空き家を活用したU J I ターン対策の推進、就業あっせん等の総合的な定住対策の取組への支援、中長期間地方に滞在する都市から地方への移住・交流促進のためのビジネスモデルの確立を図る。

農村・集落

(イ) 農山漁村への定住・滞在、農山漁村と都市との交流等の推進

農山漁村活性化法等により、農山漁村への定住・滞在、農山漁村と都市との交流等共生・対流の取組を推進する。具体的には、「オーライ！ニッポン会議」の下での農山漁村体験旅行商品の開発・提供に関する支援の在り方や民間企業が行う社会貢献活動との連携など、都市と農山漁村の共生・対流の国民的な運動の一層の推進を図る取組を進める。また、空き家・廃校等を活用した小学生の宿泊体験施設等の整備や受入れ体制の整備、農林漁家民宿の質・量両面での拡大を図る。さらに、都市住民に対する農山漁村への定住のきっかけづくりのため、体験農園の整備等を促進する。

農村・集落

ウ 幹線交通・物流ネットワークの強化

新幹線、都市鉄道、高速道路、空港、港湾等の着実な整備やアクセス時間の短縮等のサービス改善を図るなど、幹線交通・物流ネットワークを強化する。港湾については、スーパー中枢港湾やこれらと結節する地方の港湾を整備し、効率的な物流体系の形成を推進するとともに、静脈物流拠点（リサイクルポート）の整備を推進する。空港については、既存ストックを活用した空港等の機能の高質化を通じ後背圏地域の競争力強化、利用者利便の増進を図る。道路については、高規格幹線道路や地域高規格道路等の地域の基幹ネットワークの形成や生活幹線道路の整備を重点的・効率的に推進するとともに、高速道路料金の引き下げなどによる既存高速ネットワークの効率的活用・機能強化について検討し、必要な措置を講ずる。また、鉄道貨物の輸送力増強を推進する。

共通

また、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」に基づき、地域の発意の下、都道府県が実施する道路、港湾、空港等のハードの整備や、ハート整備と一体となって地域ストックの充実に資するソフト事業を交付金により支援する。都市・農村

（4）地域的課題に対応する基本的施策

ア 雇用に関する基本的施策

（ア）雇用機会の拡大

a 地域の雇用の再生

人づくり・雇用創出を図る地域再生計画の実現を省庁連携により一体的・重点的に支援する「地域の雇用再生プログラム」を推進する。その際、都道府県・市町村や事業主団体など地域の関係者が一体となって取り組む雇用創出プランの検討・実施に対する支援を強化する。また、地域雇用の創出に対する民間のノウハウ、資金等の活用促進のため、地域再生計画に合致する事業への融資に対する支援を行う。

共通

b 雇用改善の動きが弱い地域への対応

地域雇用開発促進法に基づく雇用開発促進地域等の雇用改善の動きが弱い地域に対しては、人材確保、能力開発に対する助成措置の充実や民間委託訓練の重点化を図るなど、雇用創出等への支援の充実を図る。

共通

また、雇用改善の動きが弱い地域については、地域の特性を踏まえ、地域で取り組む重点分野の活性化を図るため、雇用施策と産業施策との連携強化、創業のための経費や労働者の雇い入れに対する助成の充実を図る。

共通

c テレワークの普及

テレワークの普及を推進するため、「テレワーク人口倍増アクションプラン」の着実・迅速な実施に取り組むとともに、テレワークを活用して地方再生に資するプロジェクトを関係省庁連携により実施する。

共通

(イ) 産業の担い手の確保

a 農林水産業の担い手の育成

競争力のある農業の担い手の育成、新たに林業に就業した若者等に実施研修を行う「緑の雇用」による担い手の確保・育成対策、漁業の担い手確保・育成対策に取り組む。[再掲]

農村・集落

b 中小企業の労働力の確保

中小企業労働力確保法に基づき、新分野進出等に伴う雇用機会の創出や、人材の確保・育成に向けた取組を行う中小企業事業主への助成を行う。

共通

c 地域における若者・高齢者の雇用の促進

地域において支援を必要とする若者の雇用の促進を図る。具体的には、支援拠点としての「地域若者サポートステーション」による訪問支援等の取組を進める。

都市・農村

また、技能継承を図るための若年者のトライアル雇用を実施する事業主を支援する奨励金の支給、トライアル雇用後に常用雇用に移行した事業主を支援する奨励金の支給等の施策を推進する。

共通

このほか、地域における団塊の世代をはじめとする高齢者の雇用対策を推進する。

共通

d 新たな担い手の確保

農山漁村地域に新たな活力をもたらすため、二地域居住やU J I ターン等の「暮らしの複線化」を、情報発信の強化や農林水産業への就業支援等を通じて促進する。また、団塊の世代が培った能力等を生かしながら、定年後、田舎で再び活躍する「人生二毛作」や、田舎で新たな価値観とスタイルを確立して農林水産業に取り組もうという「スローライフ&ジョブ」の実現に向けた支援策の充実を図る。

農村・集落

イ 教育に関する基本的施策

(ア) 地域を担う人材育成の推進

地域活性化の担い手となる幅広い人材育成に資するため、戦略的な大学間連携及び産学官連携を進め、大学等が有する人的・知的資源の有効活用を図る。 都市

また、国立大学法人への地方公共団体の寄附に関する制度の運用の改善を図る。

共通

さらに、子どもたちの豊かな人間性・社会性・郷土愛を育むため、地域における実りある体験活動の推進等を通じて、地域の教育力の再生を図るとともに、地域産業を担う人材を育成するため、地域社会と連携した取組を進める。 共通

(イ) へき地等の学校への対応

へき地にある公立小中学校の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づき教育条件を確保する。 農村・集落

また、過疎地域等における学校の統合時に、児童生徒の遠距離通学に対して、通学の手段を配慮する。 農村・集落

ウ 都市機能に関する基本的施策

(ア) 都市機能の更新・市街地空洞化への対応

a 中心市街地の活性化

地方の創意と工夫を生かしたまちづくりの推進を図るため、まちづくり交付金により支援する。 共通

また、都市交通システムの整備と交通結節点の改善等による総合的な都市交通の戦略や、街なか居住の促進のための住宅市街地の総合的な整備を推進するとともに、暮らし・賑わい再生のための都市機能の街なか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等支援策の充実等を図る。 都市

b 集約型都市構造への転換等の推進

集約型都市構造への転換と既成市街地の再編を推進する。また、都市再生区画整理事業の重点化、拠点的市街地における先導的な環境負荷削減対策への支援制度の創設、街なか居住再生ファンドによる支援策の充実を図る。 都市

(イ) 多様な主体によるまちづくりの促進

多様な主体によるまちづくりの活動を推進する。具体的には、まちづくりの担い手による各種ソフト・ハードの円滑な整備・管理運営に必要となる関連諸制度の運用改善と制度の一体的・総合的活用を実現するマニュアルの作成、人材派遣等まちづくりに係る人材・ノウハウの支援の充実、優良な民間都市開発事業を支援する

ための金融支援制度の充実、まちづくりへの投資拡大のための不動産投資市場の情報基盤の構築、官民協働事業へのまちづくり交付金による支援の充実、地域の住民等による地区の再生等を図るエリアマネジメントの推進等を図る。

都市

(ウ) 地域固有の歴史的資源を活用したまちづくりの促進

地域固有の歴史的資源を活用したまちづくりを推進することとし、城跡・古墳、歴史的建造物等を生かしたまちなみ形成の支援、都市公園事業等の既存制度の充実による支援を行う。

都市

また、河川や湖沼・内湾等の水質改善や多自然川づくりによる良好な水辺環境の再生を推進するとともに、河川空間において地域の賑わいの場を創出するための「かわまちづくり」により水辺を生かしたまちづくりの整備・支援を行う。

共通

(エ) 住み替え等の促進

住み替えの積極的支援、地方定住、二地域居住等を支援することとし、空き家活用等の事業について地域活性化・中心市街地活性化等の観点からの取組を進めるための制度の充実を図る。

共通

また、経済的・社会的に一つのまとまりを持つ広域的な地域を単位として地域の活性化を図ることとし、複数市町村の連携事業へのまちづくり交付金による支援の充実を図る。

共通

エ 地域コミュニティ等に関する基本的施策

(ア) コミュニティ機能の再生

地域コミュニティの担い手となるコミュニティ・リーダー等の育成に努めるとともに、女性の地域おこし等への参画の推進を図る。

共通

また、多様な主体の協働による地域コミュニティの再生及び地域の担い手ネットワーク（ソーシャル・キャピタル）の充実を促進することとし、これに係る枠組み整備を進めるとともに、NPO等と地方公共団体との協働事業への支援を行う。このほか、高齢者等を見守るネットワークの形成、子育て支援の拠点整備等を促進する。

共通

さらに、二地域居住、UJITーンを含む農山漁村と都市の交流、農山漁村への移住・定住を促進するとともに、農村の空き家を活用した滞在型の農業体験から援農や期間就農までの地域システムのモデル構築に取り組む。

共通

なお、廃校等の地域ストックを有効利用し、地域の活性化に役立てるため、転用

等の円滑化を図る。このため、国庫補助対象財産の迅速な転用を可能にする地域再生法に基づく補助金等適正化法の手続の特例についての周知を図る。

共通

基礎的条件の厳しい集落については、集落への交流・移住・定住を促進するため、集落のコミュニティの再生・活性化に対する支援を行う。また、住民やNPO等の多様な主体の協働による「新たな公」を基軸とする地域づくりのモデル的な取組を推進する。さらに、従来の集落の単位では対応しきれなくなった生活サービスの維持が図れるよう、複数集落やNPO等の各種団体で構成される新たな地域コミュニティ組織の在り方や、予防重視の保健指導、移動診療、介護、買物代行等の日常生活サービスをワンストップで提供する拠点の整備に対する協力の在り方について検討する。

集落

(イ) 地域の文化の振興

地域の文化財・伝統・歴史・景観・芸術・郷土料理等の文化資源を活用し、住民主体の特色あるまちづくりの一環として、例えば、地方公共団体が地域の文化財と周辺環境を総合的に把握し、活用するための基本的な構想づくりへの支援を行う。

共通

また、農林漁業に関連した「祭り」、「伝統文化」、「景観」等の保全・復活に向けた活動への支援を行う。

農村・集落

さらに、地域に暮らす人々に対し、質の高い舞台芸術に親しむ機会を提供するとともに、次世代を担う子どもたちに対し、学校・文化施設等を拠点とし、舞台芸術や伝統文化等を体験または習得する機会の充実を図る。

共通

加えて、郷土文化の保全を図るためのITの活用の推進を図ることとし、郷土の歴史、風土等を記録した「郷土データベース」の構築により、集落における郷土文化の保全・継承を図る。

集落

才 新たな過疎対策の検討

過疎地域自立促進特別措置法の期限切れ（平成22年3月）を控え、時代に対応した新たな過疎対策について検討する。

力 基礎的条件の厳しい集落の在り方の検討

基礎的条件の厳しい集落に関する施策を推進するに当たっては、その集落を今後とも維持するかどうかの判断が求められる場合がある。このため、集落の点検・診断を実施しつつ、集落の在り方について住民による話し合いの場を開催し、今後の方向を

決定すべく、その具体的な進め方について検討する。

防災面等の理由から集落の移転が必要な場合や、話し合いの結果、集落の住民の方々の自主的な判断で移転を選択した場合には、移転先での住民の生活の円滑な再建、移転跡地の国土の保全を目指す。このため、以下に例示するような取組を視野に入れながら生活再建対策や国土保全対策を推進する。

- ・災害が発生した地域または災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住民の集団的移転を促進するため、地方公共団体が行う集団移転促進事業を支援する。
- ・話し合いの結果、住民が移転を選択した場合についても、より積極的な支援策を講ずることについて検討する。
- ・移転の準備段階においては、土砂崩壊を防ぐため、例えば、高地にある耕作放棄地から植林する等の段階的措置への配慮について検討する。
- ・実際の移転の段階においては、集団移転や移住先での生活の再建に必要な支援策について検討する。例えば、移転先の街中にある空き家を改修し、移住者に対して賃貸借する等の措置について検討する。
- ・移転後の段階においては、集落の跡地については、植林等の保全策を講じる。このため、例えば、当該跡地や廃屋の所有権の扱い等について検討する。